金沢都市計画地区計画の決定(金沢市決定) 都市計画太陽が丘東部地区地区計画を次のように決定する

名 称				太陽が丘東部地区 地区計画		
位置				金沢市田上町、田上本町及び銚子町の各一部		
面積				約22.8ha		
区域の整備	地区計画の目標			本地区は、市中心部から南東約6kmに位置し、金沢大学、北陸大学に近接しており、金沢市東部丘陵地を背景に、豊かな自然に囲まれている。この豊かな自然を享受するだけでなく、緑豊かで潤いのある居住環境を維持発展させることを目標とする。		
	土地利用の方針			土地区画整理事業を基盤とした「アメニティタウン」に適応する土地利用 を図るため、本地区を2地区に区分する。		
•				中層住宅地区	低層住宅地区	
開発及び保全に関する方針				ゆとりある緑豊かな景観を持つ、 学生寮等の中層住宅地とする。	緑豊かな景観形成と閑静で落ち着き のある戸建て低層住宅地とする。	
	地区施設の 整 備 方 針			本地区の公共施設については、地区内幹線道路の無電柱化、歩道には大きなメタセコイアの並木及び地被を植栽し、また住区内コミュニティ道路には、景観舗装と植栽帯を設置し、魅力ある居住環境の形成を図る。		
針	建築物等の 整 備 方 針			地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、魅力 ある街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積 の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形 態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行い、緑豊かな街並みが形 成されるよう誘導する。		
		地区の	名称	中層住宅地区	低層住宅地区	
		細区分	面積	約 8. 1ha	約 14. 7ha	
地	7.⇒	建		次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
地				(1) 一戸建ての専用住宅又は兼用	一戸建ての専用住宅以外のもの。た	
_	築			住宅	だし、次に掲げるものを除く。	
区	物	物建築物等の			(1) 兼用住宅で次の用途を兼ねるもの	
	等	痔 用途の制限			ア 学習塾、華道教室、囲碁教室そ	
整	12				の他これらに類するもの	
	関				イ美術品又は工芸品を制作するた	
備	す				めのアトリエ又は工房(原動機を 使用する場合については、その出	
	る				カの合計が 0.75 キロワット以下	
計					のものに限る。)	
	事				(2) 幼稚園、保育所、集会所又は診療	
画	項				所	
					(3) 公益上必要があると市長が認める	
					もの	

議案第270号

		地区の細区分	中層住宅地区	低層住宅地区
		建築物の 敷地面積の 最低限度	2 0 0 m²	
地	建	壁面の位置 の制限	者専用道路(以下この表において「Fの最低限度は、次に掲げる数値(床面のいては、1m)とする。	は隣地、公園、緑地、水路若しくは歩行 隣地等」という。)の境界線までの距離 面積の合計が 30 ㎡以内の附属建築物に (1) 幹線道路及びコミュニティ道路に ついては、2m (2) 前号に掲げる道路以外の道路又は
区	築 物		1. 0111	隣地等の境界線については、1.5 m
整	等に関	建築物等の 高さの 最高限度	1 5 m	_
計 画	する事項	1 建築物等の屋根の色は黒、濃グレー、濃茶等を基調とし、外に レー、茶等を基調とした落ち着きのある色調とするとともに、 成上支障のないものとする。 2 広告物は、自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風: ず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1) 道路境界線及び隣地境界線から1m以上後退したもの		のある色調とするとともに、都市景観形 表飾、大きさ等により美観風致を損なわ で、次に該当するものとする。 ら1m以上後退したもの
		形態又は意匠の制限	 (2) 屋上又は屋根面に設置しない (3) 広告物の全体表示面積が5 m²以下のもの (4) 独立広告物にあっては、その高さが地盤面より6 m以下のもの 	(3) 広告物の全体表示面積が 1 ㎡以 下のもの (4) 独立広告物にあっては、その高 さが地盤面より 3 m以下のもの 3 屋根は、屋根面積の 2/3 以上をこ う配が 2/10 以上のこう配屋根とす る (附属建築物の屋根を除く。)。

		地区の細区分	中層住宅地区	低層住宅地区			
			垣又はさくは次に掲げるものとし、塀等は設置してはならない。				
地	建		ただし、門及び幅の長さが2m以下の門のそでは除く。 (1) 幹線道路との境については、生け垣又は地盤面からの高さが1.2m以				
	築						
区	物		下のフェンス(その基礎の高さが 0.6m以下であるものに限る。)とし、				
			道路面からの高さが 0.5m以下で奥行 0.6m以上の植栽帯を設けなけ				
整	等	垣又はさくの 構造の制限	ればならない。ただし、玄関等	筝の出入口は除く。			
	に		(2) コミュニティ道路との境につ	いては、生け垣又は地盤面からの高さ			
備	関		が 1.2m以下のフェンス(その	O基礎の高さが 0.6m以下であるものに			
	す		限る。)としなければならない。ただし、玄関等の出入口は除く。				
			(3) 準幹線道路及び区画道路との	境については、生け垣とし、道路面か			
計	る		らの高さが 0.5m以下で奥行	0.4m以上の植栽帯を設けなければなら			
	事		ない。ただし、玄関等の出入口	口は除く。			
画	項		(4) 歩行者専用道路との境につい	ては、生け垣としなければならない。			
			(5) 隣地境界に垣又はさくを設置	する場合は生け垣又はフェンス(その			
			基礎の高さが 0.6m以下である	ものに限る。)としなければならない。			

(理由)

土地区画整理事業により基盤整備された本地区において、周辺の豊かな緑の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。

位 置 図

地区計画の決定 (太陽が丘東部地区)



